

X 通信制の課程の入学者選抜

第1 (X 通信制の課程の入学者選抜) 一期入学者選抜 (一般入学者選抜と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 一期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立千葉大宮高等学校
- イ 募集人員
募集人員は、別に定めて告示する募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」の募集人員を減じた人数の80%程度とする。

2 出 願

(1) 総 則

- ア 県立高等学校通信制の課程への出願に当たっては、「県立高等学校通信教育規則」（昭和33年1月13日教育委員会規則第2号、最終改正平成20年3月4日、教育委員会規則第1号、以下「通信教育規則」という。）第13条の規定により、志願しなければならない。

注 県立高等学校通信教育規則（抜粋）

（入学資格）

第13条 実施校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千葉県の区域内に住所を有する者
- (2) 茨城県の区域内に住所を有する者でやむを得ない事由により校長が必要と認めたもの
- (3) その他特別の事由により校長が必要と認めた者

- イ 県の内外を問わず、他の公立高等学校を併願してはならない。

なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。

- ウ 千葉県の区域内に住所を有しない者は、通信教育規則第13条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければならない。

- エ 上記ウに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、次の「(2) 出願書類等」の表中オ、カ及びキの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。

- オ 原則としてインターネット出願とする。やむを得ない理由により、インターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
イ 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「(3) 出願手続」のイのBを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。

書 類 等	摘 要
エ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、調査書を電子により提出する中学校に在籍している志願者及び中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。調査書を郵送により提出する中学校に在籍している志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。
オ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
カ 誓約書	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
キ 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
ク 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、55ページ参照）。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続（別記14、91～97ページ参照）

次の「ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「イ 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。アのみでは完了しないので注意すること。

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

A 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年1月12日（火）から2月1日（月）まで（土日・祝日を含む。）

B 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～④の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 必要に応じて、別途出願に要する書類（「志願理由書」、「千葉県県立高等学校入学志願証明書」等）を中学校長に提出する。
- ③ 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ④ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「第3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

イ 出願書類等の提出

A 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年2月2日（火）から2月4日（木）まで
受付時間は、2月2日（火）及び2月3日（水）は、午前9時から午後4時30分まで
2月4日（木）は、午前9時から正午までとする。

B 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「イ 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「イ 調査書」を郵送により提出する場合は、次の a～c のとおりとする。なお、郵送により提出する場合、配達状況を確認でき、高等学校が手渡しで受け取る郵送方法とする。

a 志願者が「イ 調査書」のデータを電子により提出する中学校に在籍している場合

志願者は、「宛名票」を貼付した封筒（長形 3 号）に、「第 2 出願」の 2 に定める出願に要する書類（「ア 入学願書」及び「イ 調査書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。

b 志願者が「イ 調査書」を郵送により提出する中学校に在籍している場合

中学校は、志願者ごとに「宛名票」を貼付した封筒（長形 3 号）に、「第 2 出願」の 2 に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、中学校でまとめて志願する高等学校長宛てに郵送する。

c 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合

志願者は、出願登録サイトから「宛名票」を印刷し、「宛名票」を貼付した封筒（長形 3 号）に、「第 2 出願」の 2 に定める出願に要する書類（「(1) 入学願書」を除く。）を封入し、志願する高等学校長宛てに郵送する。ただし、日本の中学校出身の者は、出身中学校の校長から出願書類及び応募資格の確認を得ること。

3 志願の変更

入学願書受付締切り後において、規則（別記 2、7 1 ページ参照）、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、次により志願の変更を認める。

(1) 志願変更

志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1 回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。

(2) 志願変更の手続

インターネット出願による志願変更の手続については、別記 1 4（9 1～9 7 ページ参照）に従って行うこと。

ア 志願変更者は、志願変更願（様式 1 0）及び所定の受検票を、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、先に志願した高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、先に志願した高等学校の校長に提出する。

また、志願変更願を受理した高等学校の校長は、志願変更者に志願取消証明書（様式 1 1）を交付する。この場合、次の(イ)のほか、(イ)、(ウ)の書類（校長承認に係る書類）を提出してあった志願変更者には、これを返却するものとする。

(ア) 千葉県県立高等学校入学志願証明書

(イ) 誓約書

(ウ) 事情説明書等

イ 上記の志願取消しが認められた者は、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)によって、インターネット出願（納付処理まで）を行い、上記アの志願取消証明書及びその他出願に必要な書類を添え、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、新たに志願する高等学校の校長に提出する。

また、高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

ウ 入学検査料については、次の表に示す区分による。

区 分	入 学 検 査 料
県立高等学校全日制の課程へ	新たに1, 250円分を納付する。
県立高等学校定時制の課程へ	新たに入学検査料を支払う必要はないが、納付処理が必要である。
市立高等学校へ	新たに納付する。

(3) 志願変更の受付期間及び受付時間

令和9年2月9日（火）から2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書（様式1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

(2) 学習成績分布表（様式2の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和9年2月4日（木）正午までに必着とする。その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

イ 送付先

〒261-0014 千葉県美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

ウ 提出上の留意点

(ア) 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

(イ) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。なお、希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

ア 「2 出願」の(3)に定める出願書類等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県県立高等学校通信制の課程を新たに志願しようとする者

イ 本県公立高等学校に出願している者で、「3 志願の変更」の(3)に定める受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず本県県立高等学校通信制の課程へ志願の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願変更の受付期間並びにその受付時間

令和9年2月9日（火）から2月10日（水）
受付時間は、2月9日（火）は午前9時から午後4時30分まで
2月10日（水）は午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、2月10日（水）午後4時までに必着とする。

(3) 提出書類及び提出先

ア 上記(1)のアに該当する者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 「2 出願」の(2)に定める書類

(イ) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類

(ウ) 公立高等学校にすでに出願している者は、当該高等学校の校長が発行する志願取消証明書

イ 上記(1)のイに該当する者は、「3 志願の変更」に従い、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の書類を一括し、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、新たに志願する高等学校の校長に提出しなければならない。なお、提出を希望する場合は、事前に千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせること。

(ア) 「2 出願」の(2)に定める書類

(イ) 保護者の勤務先の所属長が発行する転勤の事実を証明する書類

(ウ) 先に志願した高等学校の校長から交付された志願取消証明書（様式11）

6 受検票等の交付

- (1) 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- (2) インターネットによらない出願があった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

7 本 検 査

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

- (1) 検査期日
令和9年2月16日（火）
- (2) 検査場所
志願した高等学校
- (3) 検査の内容
面接及び作文
- (4) 検査時間割

2月16日（火）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:50	受付・点呼
9:50～10:05	注意事項伝達
10:20～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

- (5) 受検者心得
「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。
- (6) その他
不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。
なお、不正行為とは、「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

8 追 検 査

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

- (1) 受検資格
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。
- (2) 追検査志願者の連絡
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。
- (3) 追検査受検願等の提出期間及び受付時間
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。
- (4) 提出書類及び提出先
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。
- (5) 追検査受検承認書等の交付
「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。
- (6) 検査期日
令和9年2月25日（木）
- (7) 検査場所
志願した高等学校
- (8) 検査の内容
面接及び作文
なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。
- (9) 検査時間割

2月25日（木）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

- (10) 受検者心得
「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「7 本検査」の(5)に定めるところによる。

(11) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

9 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (4) 次の者については、選抜の対象としない。
 - ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
 - イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、当該各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、本検査及び追検査の結果を併せて、高等学校の校長が、**令和9年3月2日（火）午前9時**に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

- (1) 高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- (2) 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月2日（火）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月2日（火）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

11 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者が出了場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月1日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。

また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出了場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月2日（火）午前9時から入学式の前日までとする。

- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。

- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。

なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。

なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第2 (X 通信制の課程の入学者選抜) 二期入学者選抜 (第2次募集と同じ日程で実施)

1 募 集

(1) 応募資格

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「1 募集」の(1)に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和9年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校令和9年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「5 入学願書等の提出期間等の特例」の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和9年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 二期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

ア 実施する高等学校

千葉県立千葉大宮高等学校

イ 募集人員

募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」の募集人員及び「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の入学許可候補者の数を減じた人数の50%程度を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、(1)のエは「上記ウに該当し、志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者は、次の「(2) 出願書類等」の表中カ、キ及びクの書類を、志願する高等学校の校長に提出して、承認を受けなければならない。」と読み替える。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
イ 調査書	電子による提出の場合は、出身中学校専用サイトにおいて、所定の様式（様式1）に示す項目にデータを入力すること。詳細は、「出身中学校専用サイトご利用の手引き（調査書）」（千葉県総合教育センターのウェブページ）に11月頃掲載予定）に定める。郵送による提出の場合は、所定の様式（様式1）で作成すること。なお、提出の方法については、「(3) 出願手続」のイのBを参照すること。また、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 第2次募集等に係る誓約書（様式16）又は誓約書（様式17）	所定の様式（様式16）で作成すること。ただし、千葉県内の国・公立中学校及び茨城県・埼玉県の隣接県協定に基づく隣接学区内の関係中学校に在籍している場合は、インターネット出願システム上で中学校長に承認されることにより、提出は不要となる。なお、「I 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間の特例」の2に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者は、誓約書（様式17）を作成し、提出すること。
エ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。

書 類 等	摘 要
ク 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
ケ 承認書	当該私立高等学校の校長から、公立高等学校の「X 通信制の課程の入学選抜」の「第2 二期入学選抜」に志願することが承認されている者は、承認書（当該私立高等学校の定める様式）を提出すること。
コ 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、他の選抜において、すでに提出済みの場合には必要としない（「X 通信制の課程の入学選抜」の「第1 一期入学選抜」の「4 調査書及び学習成績分布表」、55ページ参照）。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続（別記14、95ページ参照）

次の「ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付」及び「イ 出願書類等の提出」を行うことで、出願手続が完了となる。アのみでは完了しないので注意すること。

ア 志願者情報の登録及び入学検査料の納付

A 志願者情報の登録及び入学検査料の納付期間

令和9年3月2日（火）午後4時から3月4日（木）まで

B 志願者情報の登録及び入学検査料の納付方法

a 志願者が中学校に在籍している場合

(a) 志願者は、次の①～③の手続を行う。

- ① 各高等学校及び県教育委員会のウェブページから出願登録サイトへアクセスし、志願者情報を登録する。
- ② 中学校長の承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区の関係中学校のみ対象）を受ける。
- ③ 中学校長の承認処理終了後、入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に志願校、希望学科等を変更する場合や志願を取り消す場合は、先に中学校長から承認を受けていた高等学校へ出願書類等を提出し、高等学校の受理を完了させてから取り消しや変更の手続きを行うこと（志願変更・希望変更は、「第3 志願又は希望の変更」、志願取消は、「第10 その他」の1参照）。

(b) 中学校長は、自校の出身中学校専用サイト（以下、「専用サイト」という。）で、志願者が登録した内容を確認し、承認処理（千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校のみ対象）を行う。

b 志願者が中学校に在籍していない場合及び学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合

志願者は、次の①及び②の手続を行う。

- ① 志願する高等学校のウェブページの出願登録サイトから志願者情報を登録する。
- ② 入学検査料を納付する。なお、一旦納付された入学検査料は払戻しできないので注意すること。また、納付後に出願先や学科等を変更する場合は、一旦志願者情報の登録及び入学検査料の納付を行った高等学校へ出願書類等を提出後、「3 志願又は希望の変更」により、変更を行うこと。

イ 出願書類等の提出

A 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年3月5日（金） 受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

送付の場合も、3月5日（金）午後4時30分までに必着とする。

B 出願書類等の提出方法

千葉県内の国・公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の関係中学校は、原則として「イ 調査書」のデータを電子により提出する。電子による提出の方法は別に定める。

その他の提出書類がある場合や「イ 調査書」を持参により提出する場合は、次のとおりとする。

志願者は、「第2 出願」の2に定める出願に要する書類（「ア 入学願書」及び「イ 調査書」を電子により提出する場合を除く。）を提出する場合は、在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、原則として持参により志願する高等学校の校長に提出する。

3 志願の変更

(1) 志願変更（別記 1 4、9 6 ページ参照）

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第 1 一期入学者選抜」の「3 志願の変更」に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

ア (1)は「志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1 回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅶ 第 2 次募集」又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 2 第 2 次募集」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

イ (2)のイの読替え等は、次のとおりとする。

(ア) 「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 及び「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 は削る。

(イ) 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)は、「Ⅶ 第 2 次募集」の「第 2 出願」の 2 又は「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 2 第 2 次募集」の「2 出願」の(2)と読み替える。

(2) 志願変更の受付期日及び受付時間

令和 9 年 3 月 8 日（月）

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

送付の場合も、3 月 8 日（月）午後 4 時 30 分までに必着とする。

4 調査書及び学習成績分布表

(1) 調査書（様式 1）

志願者の在籍（出身）中学校の校長は、別記 1（6 9～7 0 ページ参照）に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

また、令和 9 年 3 月卒業（卒業見込み）の者については、令和 8 年 12 月末日現在で記入する。

(2) 学習成績分布表（様式 2 の(1)）

志願者が、千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合、在籍中学校の校長は、別記 1（6 9～7 0 ページ参照）に基づいて作成した学習成績分布表（教育事務所又は千葉市教育委員会の点検を受けたもの）を 1 通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。ただし、県立中学校、公立中等教育学校及び特別支援学校の中学部を除く。また、他の選抜において、すでに県教育長に学習成績分布表を提出してある場合には、提出を必要としない。

なお、令和 9 年 3 月卒業（卒業見込み）の者については、令和 8 年 12 月末日現在で記入する。

ア 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和 9 年 3 月 5 日（金）午後 4 時 30 分までに必着とする。

その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

イ 送付先

〒2 6 1-0 0 1 4 千葉県美浜区若葉 2-1 3

千葉県総合教育センター学力調査部

ウ 提出上の留意点

(ア) 千葉県内の公立中学校に在籍している場合及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍し、本県隣接県協定により出願する場合以外については、学習成績分布表の提出を必要としない。

(イ) 過年度卒業者については、学習成績分布表の提出を必要としない。

5 受検票等の交付

- (1) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。
- (2) 志願者は、出願登録サイトから受検票及び入学願書等受理証を印刷する。
- (3) インターネットによらない出願のあった高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても、上記(1)と同様に受理証を交付する。

6 検 査

- (1) 検査期日
令和9年3月10日（水）
- (2) 検査場所
志願した高等学校
- (3) 検査の内容
面接及び作文
- (4) 検査時間割

3月10日（水）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

7 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (4) 次の者については、選抜の対象としない。
ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者
イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者
- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和8年10月15日（木）から令和10年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

8 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年3月12日（金）午前9時に、各高等学校のインターネット特設サイトで、入学許可候補者の発表を行う。

- (1) 高等学校は、検査日等に志願者へ、インターネット特設サイトでの合否照会について、アクセス方法やアクセス時に必要なURL（二次元コード）、ID、パスワード等を知らせる。
- (2) 選抜結果の志願者本人宛て通知（以下「結果通知書」という。）は、令和9年3月12日（金）午前9時から3月31日（水）まで、インターネット特設サイトの合否照会ページから、志願者が個別に閲覧及びダウンロードすることができる。なお、志願者が、公印の押印された結果通知書を必要とする場合には、志願した高等学校へ事前に連絡した上で、原則として令和9年3月12日（金）午前9時から3月24日（水）午後4時までに、「令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜結果について」発行願（様式25）を作成し、受検票とともに持参すること。

9 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年3月11日（木）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年3月12日（金）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。
なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第3 (X 通信制の課程の入学者選抜) 三期入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 三期入学者選抜を実施する学校及び募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立千葉大宮高等学校
- イ 募集人員
募集定員から「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」の募集人員並びに「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」及び「第2 二期入学者選抜」の入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、オはこれを削る。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書・受検票・入学願書等受理証等	所定の用紙（別紙7）を県教育委員会のウェブページから印刷し、所要事項を記入すること。なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも令和8年11月2日(月)から交付する。 入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横 3.0 cm×縦 4.0 cm、正面上半身脱帽・無背景、令和8年11月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可。）を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 選抜結果通知用封筒	110円切手（料金改定があった場合には、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
エ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する出身中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
ク 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

- ア 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
- なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年4月5日（月）及び4月6日（火）
受付時間は、4月5日（月）は、午前9時から午後4時30分まで
4月6日（火）は、午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、4月6日（火）午後4時までに必着とする。

3 調査書

(1) 調査書（様式1）

志願者の出身中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

4 入学願書の交付及び受検票等の交付

- (1) 入学願書は、令和8年11月2日（月）以降、県教育委員会ウェブページに掲載されたものを用いる。
なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも交付する。
- (2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

5 検 査

(1) 検査期日

令和9年4月9日（金）

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

4月9日（金）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

6 選 抜 方 法

- (1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

- (2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- (3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- (4) 次の者については、選抜の対象としない。

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者

イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学選抜」の「第3 三期入学選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年4月13日（火）午前9時に高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人宛て通知する。

8 そ の 他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年4月12日（月）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
- また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年4月13日（火）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
- なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集人員の遵守に努める。
- なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学選抜」の「第3 三期入学選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

第 4 (X 通信制の課程の入学者選抜) 四期 (秋季入学) 入学者選抜

1 募 集

(1) 応募資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6、81ページ参照）

(2) 期待する生徒像

高等学校が別に定める。

注 高等学校が定めた「期待する生徒像」については、付表7（161ページ参照）のとおりとする。

(3) 四期（秋季入学）入学者選抜を実施する学校及び募集人員

- ア 実施する高等学校
千葉県立千葉大宮高等学校
- イ 募集人員
募集定員の10%程度を募集人員とする。
なお、「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」の入学許可候補者の数が、「第3 三期入学者選抜」の募集人員に満たない場合には、その満たない人数を募集人員に加える。

2 出 願

(1) 総 則

「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)に定めるところによる。ただし、オはこれを削る。

(2) 出願書類等

書 類 等	摘 要
ア 入学願書・受検票・入学願書等受理証等	所定の用紙（別紙7）を県教育委員会のウェブページから印刷し、所要事項を記入すること。なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも令和8年11月2日(月)から交付する。 入学検査料については、「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横 3.0 cm×縦 4.0 cm、正面上半身脱帽・無背景、令和9年3月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可。）を貼付すること。
イ 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
ウ 選抜結果通知用封筒	110円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
エ 志願理由書	所定の様式（様式3の(1)）で作成すること。
オ 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
カ 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する出身中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
キ 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者は、入学後、千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
ク 事情説明書等	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(1)のエに該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、在職証明書（当該事業者等の定める様式）、事情説明書、身元引受人承諾書等の当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。

注 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、81ページ参照）が出願する場合は、別記8（84ページ参照）に示す書類等を提出する。

(3) 出願手続

- ア 志願者は、出願書類等を出身中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。
なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

イ 出願書類等の提出期間及び受付時間

令和9年8月30日（月）及び8月31日（火）

受付時間は、8月30日（月）は、午前9時から午後4時30分まで
8月31日（火）は、午前9時から午後4時までとする。

送付の場合も、8月31日（火）午後4時までに必着とする。

3 調 査 書

(1) 調査書（様式1）

志願者の出身中学校の校長は、別記1（69～70ページ参照）に基づいて作成する。

なお、調査書中の第1学年、第2学年及び第3学年における教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。

また、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

4 入学願書の交付及び受検票等の交付

(1) 入学願書は、令和8年11月2日（月）以降、県教育委員会ウェブページに掲載されたものを用いる。
なお、所定の用紙（別紙7）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも交付する。

(2) 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証（各高等学校の定める様式）を交付する。

5 検 査

(1) 検査期日

令和9年9月3日（金）

(2) 検査場所

志願した高等学校

(3) 検査の内容

面接及び作文

(4) 検査時間割

9月3日（金）	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、高等学校が別に定める。

(5) 受検者心得

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の5に定めるところによる。この場合における読み替え等は次のとおりとする。

ア 5の(3)は、「携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。」と読み替える。

イ 5の(7)は、これを削る。

(6) その他

不正行為をした者は、入学許可候補者とししないものとする。

なお、不正行為とは、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

6 選 抜 方 法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。

また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。

(2) 高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。

(3) 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

(4) 次の者については、選抜の対象としない。

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1の(1)～(3)に示す場合以外において、本人又は保護者の判断で検査の一部又は全部を受検しなかった者

イ 志願した高等学校に連絡を欠いたまま、検査の全部を受検しなかった者

- (5) 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取できることとする。
- (6) 高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。「X 通信制の課程の入学選抜」の「第4 四期入学選抜」の「選抜・評価方法」については、別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和9年9月8日（水）午前9時に高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人宛て通知する。

8 その他

- (1) 志願を取り消す者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(1)「志願取消届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「志願取消届」を提出できる期間は、調査書等の出願書類の受理完了後から令和9年9月7日（火）の正午までとする。その期間内に提出できなかった志願者は、選抜の対象となる。
- また、入学許可候補者となってから入学を辞退する者が出た場合、中学校の校長等は、様式5の(2)「入学辞退届」により、速やかに高等学校の校長に連絡しなければならない。なお、「入学辞退届」を提出できる期間は、令和9年9月8日（水）午前9時から入学式の前日までとする。
- (2) 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（85ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- (3) 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。
- なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- (4) 入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者で、学力検査問題等にルビ振りを必要とする志願者に対する措置については、別記10（86ページ参照）により、「学力検査問題等のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式23の(1)又は(2)）」を提出することができる。
- (5) 入学許可候補者の決定に当たっては、募集定員の遵守に努める。
- なお、その際、受検者の数が募集人員に満たない場合においては、学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とする。
- (6) この要項に定めるもののほか、「X 通信制の課程の入学選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。

XI 専攻科の入学選抜について

専攻科における入学選抜については、千葉県立館山総合高等学校の校長が別に定める。